

平成28年度

緊急保証制度保証料補助金

評価表 NO.

42

所管部課名	商工政策課	担当者	福山 勝広									
事務事業名	中小企業経営安定事業費											
根拠法令	緊急保証制度保証料補助金交付要綱											
補助経過年数	6年以上10年以下											
平成28年度 予算額	1,000千円	国県支出金	0千円		一般財源	1,000千円		その他	0千円		その他の内容	
		指標名				目標値		目標年度				
成果指標①	中小企業の経営の安定化				廃業件数0件		平成33年度					
成果指標②												
補助対象者	セーフティネット対応資金に係る保証料を支払った特定中小企業者等											
補助対象経費	セーフティネット対応資金の借入に係る保証料として支払った保証料額											
補助対象事業・活動の内容												
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他										
補助金額又は補助率	支払った保証料額（融資額上限500万円）											
上記項目の積算方法	同上											
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年間の決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度						
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）					
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%				
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%				
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%				
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%				
		市補助金	1,067,300	100.0%	712,200	100.0%	125,100	100.0%				
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%				
		計	1,067,300	100.0%	712,200	100.0%	125,100	100.0%				
	支出	事業費	1,067,300	100.0%	712,200	100.0%	125,100	100.0%				
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%				
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%				
				0.0%		0.0%		0.0%				
				0.0%		0.0%		0.0%				
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%				
		計	1,067,300	100.0%	712,200	100.0%	125,100	100.0%				
	支出計/前年度支出計				66.7%		17.6%					
自己資金/前年度自己資金												
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%						
交付件数		8		6		1						
成果指標の推移①		0		1		0						
成果指標の推移②												
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」補助金支出後の追跡調査をしっかりとしてほしい。 【前回評価への回答】ほとんどの事業所が継続的な経営が図られている。											

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	国が実施しているセーフティネット保証に該当する企業が、セーフティネット資金の融資を受けた際の補助であり、公益性は高いと考える。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	国が実施しているセーフティネット保証に該当する企業が、セーフティネット資金の融資を受けた際の補助であり、有効性は高い。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	国が実施しているセーフティネット保証に該当する企業が、セーフティネット資金の融資を受けた際の補助であり、行政が行うことが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助上限を融資額500万としており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	急激な売り上げ減少等によるセーフティネット保証の認定を受けた事業者が対象であり、永続的・固定的な補助とはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業者への経済対策は、金融支援が重要であると考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 国のセーフティネット保証制度に準じた制度であり、該当する業種等も4半期に1回見直されている。国の制度変更があれば、それに対応した見直しを行う。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

○薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金交付要綱

平成23年3月28日

告示第152号

改正 平成25年9月25日告示第709号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、緊急保証制度保証料補助金（以下「保証料補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市の区域内において事業を営む特定中小企業者が、セーフティネット対応資金に係る保証料を支払った場合において、当該特定中小企業者の負担を軽減し、もって本市特定中小企業者の経営安定を図るため、当該特定中小企業者に対し、予算の範囲内において保証料補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セーフティネット対応資金 鹿児島県が鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の規定により融資する資金のうち、セーフティネット対応資金をいう。

(2) 特定中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項に規定する特定中小企業者をいう。

(保証料補助金の交付)

第4条 市長は、本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む特定中小企業者がセーフティネット対応資金の借入に係る保証料を支払った場合において、必要があると認めるときは、当該特定中小企業者（以下「補助対象者」という。）に対し、保証料補助金を交付する。

(保証料補助金の額)

第5条 保証料補助金の額は、補助対象者が信用保証協会に支払った保証料の額とし、借入額500万円に対する保証料の額を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(保証料補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、保証料を支払った日の翌日から起算して1箇月以内に、緊急保証制度保証料補助金交付申請書（様式第

1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 信用保証協会が発行した信用保証決定通知書の写し

(2) 保証料支払いを証する書類

(保証料補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、保証料補助金を交付することが適当であると認めるときは、緊急保証制度保証料補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を当該補助対象者に交付するものとする。

(保証料補助金の請求)

第8条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、保証料補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に緊急保証制度保証料補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(保証料補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該補助対象者に保証料補助金を交付するものとする。

(調査)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者のセーフティネット対応資金に係る保証料の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

(決定の取消し又は保証料補助金の返還)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保証料補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した保証料補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第12条 この保証料補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第13条 保証料補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 保証料補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、保証料補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱の一部改正)

2 薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱(平成22年薩摩川内市告示第138号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成25年9月25日告示第709号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。